

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年7月から18年3月までは30万円、同年4月から19年6月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月1日から19年7月6日まで
平成6年4月1日から19年7月6日までの間、A社に勤務した。申立期間の報酬月額は約30万円から35万円ぐらいであったと記憶しているが、社会保険事務所(当時)が記録する標準報酬月額は、当該報酬月額に比べて低額となっている。

申立期間について、私が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する平成18年10月及び19年3月の給与明細書、市区町村が発行した16年度から18年度までの期間及び20年度に係る所得・課税証明書、並びに金融機関が発行した申立人の14年1月1日から19年7月31日までの期間に係る流動性預金異動明細表から確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、14年7月から18年3月までは30万円、同年4月から19年6月までは34万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時会社の経営状態が悪く申立人に係る報酬月額について、実際に支給した報酬月額より低い額で社会保険事務所に届出を行っていたことを認めており、また、申立期間のうち、平成18年10月及び19年3月の給与明細書、市区町村が発行した16年度から18年度までの期間及び20年度に係る所得・課税証明書、並びに金融機関が発行した申立人の14年1月1日から19年7月31日までの期間に係る流動性預金異動明細表において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、当該各期間の全期間においてオンライン記録における標準報酬月額と一致しないことから、事業主は、申立人の給与明細書等から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、社会保険事務所は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年1月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年1月から同年12月までは11万円、16年1月から同年12月までは16万円、17年1月から同年12月までは22万円、18年1月から同年12月までは19万円、19年1月から同年4月までは18万円、同年5月は16万円、同年6月は17万円、同年7月は16万円、同年8月は18万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果16万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間②の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①のうち平成15年1月1日から19年9月1日までの期間及び申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月1日から19年9月1日まで
② 平成19年9月1日から20年6月1日まで

昭和64年1月から現在までの期間においてA社に勤務している。勤務当初から現在までの報酬月額は、平均して約20万円であるが、両申立期間について社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額は、当該報酬月額に比べて低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成15年1月1日から19年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、B市区町村が発行した平成16年度から19年度までの期間に係る所得・課税証明書、A社が保管する平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び申立人が所持する19年4月から同年8月までの期間に係る給料支払明細書から、15年1月から同年12月までは11万円、16年1月から同年12月までは16万円、17年1月から同年12月までは22万円、18年1月から同年12月までは19万円、19年1月から同年4月までは18万円、同年5月は16万円、同年6月は17万円、同年7月は16万円、同年8月は18万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、申立期間②に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年7月23日に9万8,000円から16万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（16万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社が保管する平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び20年賃金台帳、申立人が所持する19年9月から20年5月までの期間に係る給料支払明細書から、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額については、18万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時会社の経営状態が悪く、申立人に係る報酬月額について実際に支給した報酬月額より低い額で社会保険事務所に届出を行っていたことを認めているところ、B市区町村が発行した平成16年度から19年度までの期間に係る所得・課税証明書、A社が保管する平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び20年賃金台帳、並びに申立人が所持する19年4月から20年5月までの給料支払明細書から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、申立期間①のうち、19年4月1日から同年9月1日ま

での期間及び申立期間②の全期間においてオンライン記録における標準報酬月額と一致しない上、16年から21年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額と前述の給料支払明細書等から確認又は推認できる報酬月額が一致していないことから、事業主は、申立人の給料支払明細書等から確認又は推認できる15年1月1日から20年6月1日までの期間の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成9年1月1日から15年1月1日までの期間については、A社は給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録において、申立人に係る当該期間の標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

さらに、当該期間については、申立人が名前を挙げた4人を含む同僚からも、申立人の給与額や厚生年金保険料の控除の状況等について、関連資料及び供述を得ることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち平成9年1月1日から15年1月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年1月1日から19年4月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年1月から同年12月までは11万8,000円、16年1月から同年12月までは15万円、17年1月から同年11月までは20万円、同年12月は15万円、18年1月は18万円、同年2月は16万円、同年3月から同年5月までは18万円、同年6月は20万円、同年7月は18万円、同年8月は17万円、同年9月は14万2,000円、同年10月から19年3月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から19年4月21日まで
申立期間においてA社に勤務していた。勤務期間の報酬月額は平均して約18万円であったが、社会保険事務所(当時)が記録する標準報酬月額は当該報酬月額に比べて低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年1月1日から19年4月21日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、B市区町村が発行した平成16年度から20年度までの所得・課税証明書、申立人が申立期間以降に勤務した事業所が保管する平成19年分給与所得の源泉徴収票の控え並びに、申立人が所持する17年12月、18年2月、同年6月及び同年8月から同年11月まで

の給料支払明細書から、15年1月から同年12月までは11万8,000円、16年1月から同年12月までは15万円、17年1月から同年11月までは20万円、同年12月は15万円、18年1月は18万円、同年2月は16万円、同年3月から同年5月までは18万円、同年6月は20万円、同年7月は18万円、同年8月は17万円、同年9月は14万2,000円、同年10月から19年3月までは18万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時会社の経営状態が悪く、申立人に係る報酬月額について実際に支給した報酬月額より低い額で社会保険事務所に届出を行っていたことを認めているところ、B市区町村が発行した平成16年度から20年度までの期間に係る所得・課税証明書、申立人が申立期間以降に勤務した事業所が保管する平成19年分給与所得の源泉徴収票の控え並びに、申立人が所持する17年12月、18年2月、同年6月及び同年8月から同年11月までの給料支払明細書から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、当該各期間の全期間においてオンライン記録における標準報酬月額と一致しない上、16年から21年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額と前述の給料支払明細書等から確認又は推認できる報酬月額が一致していないことから、事業主は、申立人の給料支払明細書等から確認又は推認できる15年1月1日から19年4月21日までの期間の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年5月1日から15年1月1日までの期間については、A社は給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録において、申立人に係る当該期間の標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

さらに、当該期間については、申立人が名前を挙げた4人を含む同僚からも、申立人の給与額や厚生年金保険料の控除の状況について、関連資料及び供述を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成14年5月1日から15年1月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年1月1日から16年9月26日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年1月から同年12月までは11万8,000円、16年1月から同年8月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から16年9月26日まで
申立期間においてA社に勤務していた。勤務期間の報酬月額は平均して約20万円であったが、社会保険事務所(当時)が記録する標準報酬月額は当該報酬月額に比べて低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年1月1日から16年9月26日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、B市区町村が発行した平成16年度の所得・課税証明書並びにC市区町村が発行した17年度の所得・課税証明書及び申立人が申立期間以降に勤務した事業所がC市区町村に提出した平成16年分の給与支払報告書(控)から、15年1月から同年12月までは11万8,000円、16年1月から同年8月までは15万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時会社の経営状態

が悪く、申立人に係る報酬月額について実際に支給した報酬月額より低い額で社会保険事務所に届出を行っていたことを認めているところ、事業主は、所得・課税証明書等から推認できる当該期間の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年11月1日から15年1月1日までの期間については、A社は給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録において、申立人に係る当該期間の標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

さらに、当該期間については、申立人が名前を挙げた4人を含む同僚からも、申立人の給与額や厚生年金保険料の控除の状況等について、関連資料及び供述を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成12年11月1日から15年1月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②から⑧までの期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 10 日から 34 年 10 月 1 日まで
② 昭和 41 年 3 月 14 日から同年 12 月 4 日まで
③ 昭和 41 年 12 月 15 日から 42 年 3 月 11 日まで
④ 昭和 42 年 6 月 1 日から同年 11 月 15 日まで
⑤ 昭和 47 年 8 月 21 日から 48 年 3 月 16 日まで
⑥ 昭和 49 年 3 月 5 日から同年 4 月 5 日まで
⑦ 昭和 49 年 12 月 10 日から 50 年 1 月 11 日まで
⑧ 昭和 50 年 2 月 12 日から同年 6 月 14 日まで

昭和 33 年 4 月 10 日から 34 年 12 月 3 日までの期間において A 事業所に勤務した。しかし、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は 34 年 10 月 1 日となっており、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

また、昭和 34 年 12 月 4 日から 50 年 8 月 30 日までの期間において B 事業所に勤務した。この期間については、厚生年金保険の被保険者となっているが、当該期間のうち申立期間②から⑧までの各期間については、船長又は一等航海士等として業務に従事していたので、申立期間②から⑧までの期間を船員保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が申立期間①以降の昭和 51 年 4 月 1 日から勤務した事業所に提出したとする履歴書及び、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 3 人の同僚の供述から、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人が、34 年 10 月 1 日以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所が所持する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届から、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和34年10月1日として届け出ていることが確認できる。

また、A事業所は、「申立期間①当時は、採用から一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていた。健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和34年10月1日となっていることから、同年10月から厚生年金保険料を控除したと思う。」と回答しているところ、前述の被保険者名簿から、申立人が申立期間①当時一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚一人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日より後の昭和36年8月1日であることが確認できる上、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の同僚二人は、厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、それぞれが供述する勤務開始時期とが一致していないことなどから、申立期間①当時、A事業所は、必ずしも勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②から⑧までの各期間については、申立人が所持する船員手帳の記録及びB事業所の回答から、申立人が、申立期間②から⑧までの各期間において、同社に船長、一等航海士等として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B事業所が保管する社会保険関係の名簿と推認される書類において、申立人が同社に勤務した期間（昭和34年12月4日から50年8月30日までの期間）のうち、申立期間②から④までの各期間を含む昭和34年12月4日から43年8月1日までの期間については、申立人を厚生年金保険に加入させていたことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②から⑧までの各期間における厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できるとともに、34年12月4日から43年8月1日までの期間において、毎年、標準報酬月額に係る定時決定が行われていることが確認できることから、当該期間当時、B事業所は、申立人について、船員保険の被保険者ではなく、厚生年金保険の被保険者として取り扱っていたことがうかがえる。

また、当該期間当時、雇用保険法の規定において、船員保険の被保険者については雇用保険の被保険者とならない旨が定められているところ、雇用保険の被保険者記録から、申立人は当該期間、B事業所において継続して雇用保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、B事業所に係る船員保険被保険者名簿に、申立期間②から⑧までの各期間において、申立人の氏名は無い。

加えて、上述の船員保険被保険者名簿に、申立期間②から⑧までの各期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取しても、申立人の船員保険への加入状況及び船員保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間②から⑧までの各期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②から⑧までの各期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月2日から45年6月6日まで
昭和44年9月2日から45年6月6日までの間、A事業所（現在は、B事業所）に勤務した。その間の報酬月額は、約5万円から8万円であったと記憶しているが、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額（1万6,000円）は、当該報酬月額に比べて低額となっている。申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間における厚生年金保険の被保険者は、申立人を含む8人であったことが確認できるところ、いずれの被保険者も、申立期間の標準報酬月額は同額（1万6,000円）であり、これらの標準報酬月額に係る記録はオンライン記録と一致している上、当該被保険者原票に不自然な記録の訂正等の形跡も認められない。

また、申立人を除く前述の被保険者7人のうち一人は、「申立人は私と同じ雇用形態（契約社員）で、同じ職種（C職種）であったので、申立期間に係る標準報酬月額は、私と同じ金額で妥当であったと思う。」と供述している上、B事業所も、「申立人の報酬月額については、申立人と同一の雇用形態で勤務していた従業員と同額か、若干下回ることはあっても、上回ることはなかったと思う。一般的に考えて、申立期間当時の申立人の報酬月額が5万円から8万円であったとは考え難く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は妥当であると思う。」と回答している。

さらに、前述の被保険者原票において、申立人を除く前述の被保険者7人のうち5人は、申立期間前後の期間（申立期間前である昭和42年11月1日から43年6月6日までの期間及び同年9月1日から44年6月12日までの期間、申立期間後である45年9月1日から46年12月1日までの期間）においても、A事業所において厚生年金保険の被保険者であることが確認できるところ、当該5人に係る申立期間前後の期間の標準報酬月額は、いずれも同額（申立期間

前については1万2,000円及び1万4,000円、申立期間後については2万円)であり、申立人の標準報酬月額が他の同僚に比べ高額であった事情は見当たらない。

このほか、申立人が主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が主張する保険料控除額を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。